

令和3年4月24日

保護者 様

京田辺市長 上村 崇

緊急事態宣言の発令に伴う市内幼稚園・保育所・認定こども園の
対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言が発令されたところですが、京田辺市内の幼稚園・保育所・認定こども園につきましては、公立園・私立園ともに現時点で臨時休園や登園自粛要請は行わず、感染予防対策を講じながら、通常保育を継続いたします。

ただし、園児または職員に感染者・濃厚接触者が確認された場合は、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

記

1 園児または職員に感染者が確認された場合

- ・ 保健所による濃厚接触者の特定や検査、施設の消毒に必要な日数・範囲で臨時休園となります。
- ・ 臨時休園期間中の保育料・給食費は日割り計算により返金します。

2 園児または職員が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 保健所から濃厚接触者に特定された園児は出席停止、職員は自宅待機とします。期間は、保健所が指定した期間とします。
- ・ 出席停止期間の保育料・給食費は日割り計算により返金します。

3 園への連絡について

- ・ お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合は、速やかに園へ報告をお願いします。
- ・ また、PCR 検査の結果が判明次第、改めて園へ報告をいただきますようお願いいたします。

裏面あり

4 その他

- ・ 毎朝の検温と健康観察をお願いします。お子様やご家族の方で発熱、咳等の風邪症状及び体調不良等がある場合は、決して無理をせず、自宅で休養してください。
- ・ 外出するときは、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、マスクを着用するとともに手指消毒・手洗いの励行をお願いします。
- ・ 家庭内でも「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策をお願いします。
- ・ 感染が疑われる場合は「きょうと新型コロナ医療相談センター」（075-414-5487）〈365日・24時間〉にご相談ください。

◎今後状況の変化があった場合は、市ホームページ等によりお知らせします。

問い合わせ先 京田辺市役所輝くこども未来室 電話：0774-63-1310